

資料

28

白石町における小中学校の適正規模（案）

白石町においては、地域性や歴史的、地理的な成り立ちを考慮しながらも、一定の集団規模は必要との考え方から、適正規模の基本的な考え方については次の案とする。

■小中学校の適正学級数【案】（学校教育法施行規則に準じる）

- ・小中学校の学級数は、12学級以上18学級以下を標準とする。
(小学校：1学年2学級から3学級、中学校：1学年4学級から6学級)
- ・ただし、特別の事情があるときはこの限りではない。

※「白石町立小中学校統合再編の考え方」では、法令上の標準を学校統合再編要件の第一義としないとしている。

「地域の拠点としての学校」という従来からの考えを尊重し、現在推進中のコミュニティ・スクールの成果を生かすと共に、統合再編後も、一層の推進が図られるよう努める。

そのため、法令上で適正な学校規模と示される、小中学校ともに「学級数がおおむね12学級から18学級までであること」については、統合再編要件の第一義としない（資料5：白石町立小中学校統合再編の考え方 P10）。

具体的には、新校区については、コミュニティ・スクールの範囲（現校区）を組み合わせるという考え方。現校区を割ったりせずに、地域コミュニティのことも考慮する。国の標準である「12学級から18学級」にこだわると、場合によってはこの考えが崩れることになり、あらゆる学校統合再編のケースを考えての表現である。